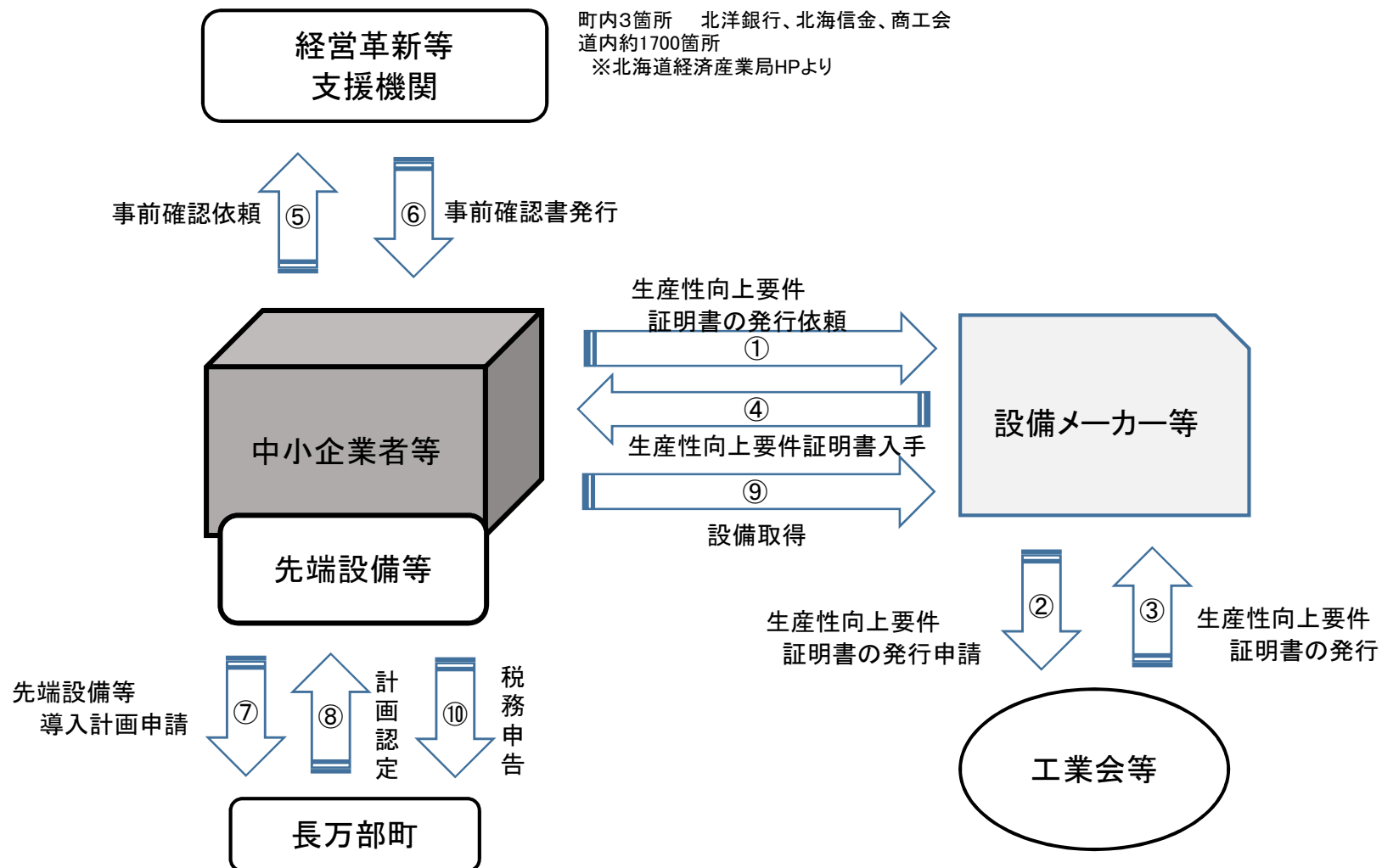


先端設備等導入計画の認定及び設備取得・税務申告までの流れ



先端設備等導入計画の認定及び設備取得・税務申告までの流れ説明

【中小企業等が長万部町に先端設備等導入計画を提出するまでに準備をする流れ(フロー図①～⑥)】

- ①中小企業者等(以下、「企業」という。)が設備メーカー等(以下、「メーカー」という。)へ生産向上要件証明書(以下、「証明書」という。)の発行を依頼。
- ②メーカーは企業から証明書の発行依頼を受けたら、工業会(以下、「工業会」という。)へ証明書の発行を申請。
- ③工業会はメーカーから申請を受け、内容を審査した後、証明書をメーカーへ発行する。
- ④メーカーは工業会から証明書を受け、企業へ証明書を提出する。
- ⑤企業は経営革新等支援機関(以下、「支援機関」という。)へ先端設備等導入計画(以下、「計画」という。)の事前確認を依頼する。
- ⑥支援機関は企業からの事前確認が終了した後、事前確認書を企業へ発行する。
★工業会の証明書が申請までに間に合わない場合は、賦課期日(1月1日)までに工業会の証明書を追加提出することもできる。

【中小企業等が長万部町から先端設備等導入計画の認定を受けるまでの流れ(フロー図⑦～⑧)】

- ⑦企業は支援機関からの事前確認書を受けた後、長万部町(以下、「町」という。)へ証明書と事前確認書を添付し、計画を提出する。
- ⑧町は企業から受けた計画が、町の導入促進基本計画に適合すると認められた時は、企業へ計画認定する。

【中小企業等が設備を導入し税務申告するまでの流れ(フロー図⑨～⑩)】

- ⑨企業は町から認定を受けた後、賦課期日(1月1日)までに設備の導入をする。
- ⑩税務申告の際に、町からの認定書をもって特例措置を受ける。